

花巻市博物館運営方針（案）

1 目的

この運営方針は、花巻市博物館条例（平成 18 年花巻市条例第 251 号）第 1 条の花巻市博物館（以下「博物館」という。）の設置目的を果たすため、博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 23 年文部科学省告示第 165 号）第 3 条第 1 項に規定する博物館の基本的運営方針を定めることを目的とする。

2 博物館の性格

博物館は、花巻市の歴史と文化を学ぶことができる施設とし、考古、歴史、美術・工芸の人文系施設とする。

また、宮沢賢治記念館等の市内関連施設及び市外の博物館等との連携を図り、生涯学習の中核施設としての機能を果たすものとする。

3 博物館運営の基本方針

(1) 地域資料の体系的な収集・保管

- ・花巻市の考古、歴史、美術・工芸など、地域の文化を理解するうえで不可欠な資料を計画的に収集する。
- ・資料の保存環境を整備し、適切な温湿度管理・防災対策・害虫対策を実施する。
- ・デジタルアーカイブ化を推進し、資料の長期保存と活用の両立を図る。

(2) 調査研究の推進

- ・花巻市の歴史・文化に関する調査研究を継続的に実施し、成果を展示・刊行物・講座等で公開する。
- ・外部研究者や大学、地域団体との連携を強化し、共同研究や資料調査を積極的に進める。

(3) 展示の充実

- ・常設展示では、花巻市の考古と歴史、美術・工芸を体系的に理解できる構成とし、資料の見直しや更新を定期的に行う。
- ・特別展では、国内外の貴重な資料や作品、話題性のある内容を取り上げ、多くの人が興味を持つ展覧会とし、テーマ展や企画展は市民が花巻市の歴史や文化財に親しみ、知的好奇心に応える魅力ある展覧会とする。
- ・わかりやすい解説、ユニバーサルデザインの導入、ICT 活用など、来館者の理解を深める工夫を行う。

(4) 教育普及活動の推進

- ・各種講座や講演会、体験学習を開催する。

- ・学校教育との連携を強化し、授業支援、出前講座、体験学習プログラムを提供する。
- ・子どもから高齢者まで、誰もが参加しやすいプログラムを企画する。
- ・市民からの資料寄贈相談や文化財に関する問い合わせに丁寧に対応し、地域文化への理解を深める取り組みを行う。

(5) 地域連携と情報発信

- ・地域の文化団体、観光関連機関、行政機関などと連携し、地域文化の発信拠点としての役割に努める。
- ・SNS・ウェブサイト・広報紙などを活用し、展示・イベント情報を積極的に発信する。

4 博物館の組織運営及び管理体制

(1) 職員体制の充実

- ・学芸員の専門性向上のため、外部研修への参加を推進する。

(2) 利用者サービスの向上

- ・来館者の意見を収集し、展示改善やサービス向上に反映する。
- ・バリアフリー化、案内表示の改善、休憩スペースの充実など、快適な鑑賞環境を整備する。
- ・インバウンドを含む多様な利用者に対応したサービス向上を図る。

(3) 安全管理

- ・施設の保守点検を定期的実施し、安全で安心して利用できる環境を維持する。
- ・収蔵資料の保全と適切な展示公開環境の確保に向け、施設設備の計画的な改修を行う。
- ・災害時の対応マニュアルを整備し、職員の訓練を行う。

【参考資料】

花巻市博物館条例（平成 18 年花巻市条例第 251 号）

（設置）

第 1 条 郷土の考古、歴史、美術・工芸等に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管、展示、調査研究等を行い、市民の教育、学術及び文化の振興に寄与するため、花巻市博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 23 年文部科学省告示第 165 号）

（基本的運営方針及び事業計画）

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。